

習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価方法書

委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解

令和 5 年 1 0 月 2 0 日提出

習志野市

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
1	事業計画	計画施設	計画施設はごみ焼却施設と前処理のリサイクルプラザを併設した施設となるのか。	(9月28日委員会での回答) 旧清掃工場を解体後、その跡地にごみ焼却施設と前処理などを行うリサイクルプラザを併設した施設を建設する予定です。
2	事業計画	マテリアルリサイクル推進施設	今後、製品プラスチックも収集予定であるのか。また、収集する場合、プラスチック類の収集量が増加すると、現在のごみ処理能力で問題はないのか。	(9月28日委員会での回答) 製品プラスチックの分別・収集等の方針については、今後検討していきます。このため、製品プラスチックの収集量は現時点で未定です。 (委員会後の追加回答) 現在のプラスチックの分別・収集等の設定は必要最低限のものとしており、今後、検討が進む過程でプラスチックの収受・回収量が増えた場合、再資源化量が増えることとなりますが、炉でのごみ処理量が増えることはないため、問題ありません。
3	事業計画	処理方式	現時点でなぜごみ処理方式が決定していないのか。	(9月28日委員会での回答) 令和3年度末に策定した「習志野市一般廃棄物処理基本計画」において、清掃工場の建替えの方針を決定した後、昨年度末から環境影響評価手続きを含む様々な手続き等を始めたところであり、そのため、現時点ではごみ処理方式が決定していない状況です。 (委員会後の追加回答) ごみ処理方式については、今年度中に決定する予定です。(別紙参照) なお、「習志野市一般廃棄物処理基本計画」を令和3年度末に策定し、老朽化等の問題から令和13年度をもって現清掃工場を稼働停止し、令和14年度から新清掃工場の稼働開始を予定しました。これを踏まえ、建設・運営事業者の選定に係る要求水準の作成を令和7年度、事業者選定を令和8年度、設計・施工を令和9年度から令和13年度までとすることを同計画に定めました。このため、同計画策定の直後から、環境影響評価等の必要な手続きに着手する必要があり、ごみ処理方式を決定せずに環境影響評価手続き着手しております。

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
4	事業計画	処理方式	ごみ処理方式はガス化溶融方式もしくはストーカ方式のいずれかでの検討となり、カーボンニュートラルや建設費高騰なども考慮すると、ストーカ方式に決定する可能性が高いと考えられるが、習志野市としてはどのように考えているのか。	(9月28日委員会での回答) ごみ処理方式の選定は、溶融方式及び焼却方式のすべての方式を対象に検討しているところです。 ごみ処理能力については、今後さらに減少することを見込んでおり、現施設の219t/日を下回るものと考えています。 また、建築費の高騰なども踏まえ、適正なごみ処理能力、ごみ処理方式の検討を進める必要があると考えています。
5	事業計画	処理方式	CO ₂ 削減の観点から、個人的に重油やコークスを使用するガス化溶融方式の採用は控えたほうがよいと考える。	(9月28日委員会での回答) ご意見として伺います。
6	調査、予測及び評価の手法	大気質	ごみ処理方式が決まっていない中で現施設と比べて、処理量の増減は評価することができないということか。 自動車等の排出ガスに関する大気質を非選定としており、ごみ処理量が現状よりも増加し、それに伴い運搬車両が増加し、影響が大きくなる可能性はないのか。	(9月28日委員会での回答) 処理能力については、現施設と同等の219t/日と設定しています。 なお、ごみ処理量及びごみ処理方式については、今後、詳細な検討を行ってまいります。 ごみ処理量については、廃棄物の処理実績が減少傾向にあることから、現在、示している値よりも少なくなるものと考えています。
7	調査、予測及び評価の手法	騒音	騒音調査はどのように行うのか。	(9月28日委員会での回答) 「方法書5-47頁」に示しているとおり、騒音調査は環境基準の評価マニュアル等に基づき、等価騒音レベル及び時間別騒音レベルを測定します。 基本的に測定データから1時間ごとの値を算出し、時間区分ごとに整理します。
8	調査、予測及び評価の手法	騒音	この施設は24時間稼働なのか。 また、各時間に稼働している設備の情報も出てくるのか。	(9月28日委員会での回答) 現状、清掃工場は24時間稼働が基本となります。 また、騒音調査では主な音源が何であったのか記録します。
9	調査、予測及び評価の手法	騒音	騒音を測定する際のバックデータとして、周波数分析もした方がよいのではないのか。	(9月28日委員会での回答) ご意見を踏まえ、検討します。 (委員会後の追加回答) 環境騒音の測定では、各地点で代表的な周波数ごとの値もバックデータとして把握します。
10	調査、予測及び評価の手法	土壌	「方法書3-45頁」の表3-1-34に記載されている土壌汚染対策法に基づく指定区域と実施しようとする調査との違いは何か。 また、土壌溶出量及び含有量調査はどのように実施するのか。	(9月28日委員会での回答) 「方法書3-45頁」の表3-1-45は、既存資料から対象事業実施区域周辺で確認されている土壌汚染対策法に基づく指定区域を整理したものになります。 対象事業実施区域内での土壌調査は、「方法書5-69頁」に示すダイオキシン類を含む環境基準項目について測定します。

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	事業者の見解
11	調査、予測及び評価の手法	動物	チョウゲンボウの営巣場所はわかっているのか。	(9月28日委員会での回答) チョウゲンボウの営巣場所は把握しています。 詳細な場所については、後日、事務局を通して情報提供いたします。 ※9月28日付けで先行して資料提供
12	項目選定	人と自然との触れ合いの活動の場	対象事業実施区域の周辺に、公園や緑地等の人と自然との触れ合いの活動の場が存在しているが、評価項目として選定しないのはなぜか。 公園や緑地で活動をしている人がいるという観点からも事業による影響の有無を確認する必要があるのではないか。	(9月28日委員会での回答) 各項目の選定理由については、「方法書5-9頁」に示しています。 関係車両の主要な走行ルート(県道15号線)上には人と自然との触れ合いの活動の場が存在しません。 また、主要な走行ルート(県道15号線)は幹線道路であり、現状で多くの交通量があるため、本事業では車両が集中しないようルート、台数を分散させる計画とすることから、交通に関する影響は小さいものと考え、項目として選定していません。 (委員会後の追加回答) 本事業では、人と自然との触れ合いの活動の場を直接改変しません。 また、廃棄物焼却等施設の更新事業であることから、現状と土地の利用形態が変わらず、影響はないと考えております。
13	調査、予測及び評価の手法	調査、予測及び評価の手法	(追加質問) 事業者の説明において、予測調査の前に焼却炉の方式を決めると聞き取ったが、それぞれの方式について予測調査を実施し、決めるべきではないか。	(委員会後の追加回答) 調査、予測及び評価の手法の考え方については、「方法書5-10、11頁」に示すとおり、いずれの処理方式となった場合でも網羅できる内容としています。 また、ごみ処理方式については、選定のため専門家の意見も聴きながら、今年度中に決定する予定です。このため、決定したごみ処理方式の諸元に基づき、今後、予測評価を行います。

習志野市新清掃工場建設事業に係る環境影響評価方法書

委員から寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解（補足資料）

令和5年11月10日 作成
習志野市

